

声明

財政審のマイナス改定主張に抗議し診療報酬大幅引き上げを求める

11月1日の財政制度等審議会財政制度分科会（以下「財政審」）は2024年度診療報酬改定について「診療所の極めて良好な経営状況等を踏まえ、診療所の報酬単価を引き下げること等により、現場従事者の処遇改善等の課題に対応しつつ診療報酬本体をマイナス改定とすることが適当」と提案した。そして、11月20日には2024年度予算編成に向けた秋の建議において「診療所の初・再診料を5.5%引き下げるべき」との答申を行った。

財政審は、診療所の経常利益率が2020～22年度で3.0%から8.8%に急増しており、全産業やサービス産業平均の経常利益率3.1%～3.4%と同程度にすべきと指摘している。しかし財政審が行った「機動的調査」はワクチン接種や発熱外来の補助金やコロナ特例措置等を含んでおり、通常の診療実態を反映しているとは言い難い。さらにこれらの措置はすでに終了もしくは縮小していることから、コロナ禍の3年間の経常利益率の好調を理由に診療報酬を引き下げるとの主張は到底受け入れられるものではない。

また、診療所偏在是正のために地域別単価の導入についても触れているが、医療はすべての人が平等に享受されるものであり、地域で医療費が異なる事態（一物二価）が生じると医療現場に混乱をもたらすのは明らかで、国民皆保険制度の存在意義・根拠が揺らぎかねない。

会員からは、物価上昇、人件費上昇に見合った診療報酬引き上げや、医院経営の厳しさを訴える声が多く寄せられており、財政審が言う「極めて良好な経営状況」は実際の医療現場の感覚ではなく、マイナス改定を主張するために意図的に都合の良い部分を切り取ったデータに過ぎない。

診療報酬が低く据え置かれている現状では、物価高騰に見合った賃金の引上げは到底不可能であり、医療現場の人手不足、労働環境の悪化に拍車をかけていることから、基本診療料及び処置等の技術料を十分に評価し、すべての医療機関が経営を持続できるよう、診療報酬を10%以上大幅に引き上げを求める。

2023年11月30日
長野県保険医協会 理事会